

特命随意契約理由書

件 名	シリコンバレー海外研修実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	未来のイノベーションを牽引するようなリーダーとしての資質等を育成することを目的に、本校3～5学年（中学3年～高校2年相当）生徒の中から希望者を選抜し、アメリカ合衆国サンフランシスコ・ベイエリア シリコンバレー地区で研修を実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年3月19日付6千中等シ発第1302号 令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条3項 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	法人名 一般社団法人 Good Try JAPAN 所 在 地 東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階
※ 契約年月日	令和 17 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,392,540 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年11月30日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校 施設管理及び生徒交通誘導業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校の施設の安全で良好な環境を保持するための施設・設備の環境測定、保守点検、清掃、及び生徒移動時安全確保、不審者対策等の業務委託をする。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 6 年度当初契約案件として競争入札により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 高橋興業株式会社 東京支店 住 所 東京都千代田区神田淡路町一丁目 15 番 17 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	46,353,450 円（消費税を含む） ※ 他年度の契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	第五期電子申請サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	都内自治体が共同で運用するインターネットを利用した電子申請サービスを利用し、区民からの申請のうちの一部を電子申請により実施する。
選 定 理 由	1. 導入年度 平成 16 年度 本業務は、東京都と都内の区市町村と共同で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で業者選定および構築したものである。 2. 受託業者 株式会社オーイーシーが選定され、株式会社トラストバンクが提供するシステムを利用する。 3. 本システムは、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する現行システム運用者にしか改造、改良、保守、点検等できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社オーイーシー 東京本社 住 所 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-8 人形町 PREX 8F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	942,480 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

800

件 名	地域コミュニティ醸成支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区におけるコミュニティ醸成を推進するための取組みを行う。 特に、町会の「持続可能性」を高めるさらなる取組みを強化するために、町会の実態調査を行うと共に、町会未加入者等への意識調査も行う。 また、地域の活動団体の自主的活動の支援をすることで、地域コミュニティ活動の活性化を図っていく。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 3 年度（令和 4 年度開始） （令和 4 年 3 月 24 日付決裁 3 千地コ総発第 211 号） 令和 7 年 3 月 18 日開催の業者選定委員会で令和 8 年 3 月 31 日までの契約が承認された（6 千地コ総発第 495 号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 4 年目 4 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エンパブリック 住 所 東京都文京区弥生二丁目 12 番 3 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13040500 円（消費税を含む）
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

674

件 名	保育施設運営費関連業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	内部事務の効率化を図り、迅速で正確な事務手続を提供し、もって保育サービスの向上を図るため、保育施設運営費関連業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年9月5日付4千子子支発 0652 号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 4年度 4. 評価 良好 5. 更新 【令和6年11月13日付6千指業委第9号「指名業者選定委員会」承認】 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 TOPPAN 株式会社 情報コミュニケーション事業本部 ソーシャルビジネスセンター 住 所 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	55,923,780 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	デジタル地球儀 (SPHERE) の利用
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	デジタル地球儀 (SPHERE) の継続的な利用のため、その通信料を支払う。
選 定 理 由	デジタル地球儀 (SPHERE) の導入について、5 千子指導発 5 5 6 決裁の結果、下記事業者に決定した。 デジタル地球儀 (SPHERE) については、販売から保守まで一貫して下記事業者が行っている。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 NPO 法人 ELP 所 在 地 東京都渋谷区神宮前 6-35-3
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	¥ 528,000 -
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区民サービスを間断途絶なく提供するため、区の基幹システムである総合住民サービスシステムを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、併せて法律改正等に的確に対応し、業務が滞りなく処理されることを目的とし運用保守業務を総合住民サービスシステムの構築事業者の特命随意契約により委託している。
選 定 理 由	本件は、平成 21 年度にプロポーザルを実施（平成 23 年 10 月開始）し、前回更新から令和 6 年度で 9 年が経過した。 国のデジタル改革を踏まえ、国の方針及び計画との整合性を図りつつ、本区にとり最適な地方公共団体情報システムの標準化に対応する必要があるため、令和 3 年度から 5 年間かけて実施しているところである。 上記理由により、本業務については、現行システム運用保守事業者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 電算 住 所：長野県長野市鶴賀七瀬中町 2 7 6 - 6
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	342,480,127 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

799

件 名	日曜青年教室 館外及び室内プログラム企画・運營業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	知的障害がある青少年、成人を対象にその適性・能力に合わせ、屋外活動等を通じて社会的適応力の養成を図る。
選 定 理 由	本事業は多くの受講生が継続参加している状況の中、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを展開していくため、教室の一部を委託し新たな学習の機会を広げていくこととしている。 下記事業者は障害児に対する児童発達支援事業および放課後等デイサービスの受託事業者であり、障害者に対する理解や個々の特性に応じた対応に長けている。日曜青年教室のプログラムにも長年に渡って参画しており、その中で日曜青年教室受講生の特性や障害の状況について広く理解している。 よって、事業実施にあたり、さまざまな障害を持つ受講生の状況に応じたきめ細かい対応が期待できる事業者として下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 D&A Networks 住 所 東京都千代田区二番町 3-2
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	859,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

622

件 名	区営・区民住宅等管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区営・区民住宅居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社美巧 千代田支店 住 所 東京都千代田区神田三崎町 3-5-9 3 階 305-G 号室
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	49,131,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

906

件 名	障害児支援事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。また、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評 価 良好 [5. 更新 令和7年1月16日付6千指業委第12号「指名業者選定委員会」承認] 引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,785,350 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

380

件 名	西神田コスモス館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館の総合管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績評価は良好なため、引き続きほぼ同条件で令和 7 年度に限り契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ミザック 千代田支店 住 所 東京都千代田区神田三崎町 2-15-5
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	112,579,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

907

件 名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	障害や発達に課題のある児童（以下「障害児等」という。）が地域で健やかに成長し、保護者とともに安心して暮らせるよう、児童一人ひとりの発達状況に応じたサービスをプランニングする「はばたきプラン」（以下「プラン」という。）を作成し、児童の成長と保護者の子育て不安の解消を図る。児童の情報は「子育てカルテ」として整理し、関係機関との情報共有を図り、児童の切れ目のない支援を実現する。また、児童福祉法に規定する障害児支援サービスを利用する児童には、申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行う。
選 定 理 由	本事業の業務内容は、児童・保護者の状況に深く関与することから、事業者と保護者の信頼関係が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者である下記事業者は、保護者と信頼が築かれており、プラン作成に必要な児童の情報や相談支援のノウハウも備えている。また、庁内・庁外の関係機関とのやりとりに関しても相談支援の経験から良好な関係を構築している。令和6年度の業務成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,670,130 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

906

件 名	千代田区立子ども発達センター業務	
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他	
工事場所 (工事案件のみ)		
概 要	障害や発達に課題があり支援が必要な就学前の乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者を対象とし、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の早期支援として専門的な療育指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばすとともに保護者への子育て支援をする。	
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評 価 良好 5. 更新 6千子児家発第1267号「指名業者選定委員会」了承 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。	
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住 所 東京都文京区白山2-26-16-601	
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日	
※ 契約金額	118,045,112	円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

905

件 名	地域コミュニティ活動のデジタル活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地域コミュニティ活動におけるデジタル機器のコミュニケーションツールとしての活用、あるいは活動団体の情報発信・地域の情報等の情報交流促進、デジタルの利活用によるイベント企画のため、町会、連合町会、商店会、PTAその他地縁により組織された団体を対象に以下の支援事業の実施を行う。 (1) 訪問支援：講習会の実施や運用上の困りごとの解決支援 (2) 企画・運用支援員：コミュニティ活動内でのデジタル活用の企画・運営の支援
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月30日付決裁 3千地コ総発第220号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 4年目 4 評価 良好 5 更新 令和7年3月18日付6千指指業委第14号「指名業者選定委員会」承認
契約の相手方	名称：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 住所：東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,147,600 ※ 税別単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区議員出退表示設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎各所に設置してある区議員出退表示システム及び機器について、保守点検業務を行う。
選定理由	下記業者は、令和5年7月に更新した区議員出退表示システムを設計・開発した事業者である。本保守点検業務については、設置した機器、設備と密接不可分の関係にあるため、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セイコータイムクリエーション株式会社 住 所 東京都江東区福住2-4-3
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	968,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています
○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

206

件 名	千代田区議会会議録検索システムの運用に係る業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会議録検索システムは、区民等が積極的に区議会情報について、インターネットなどを通じ、本会議や委員会等の記録・資料閲覧を可能とする情報処理システムである。本業務では、当該システムの安全な運用及び保守を行う。
選 定 理 由	1. 導入 平成8年度。議会運営委員会において、開発事業者を選定し導入したものである。 2. 本システムは下記事業者が自治体の会議録検索用に独自に開発したものであり、知的所有権で保護されている。 3. 本システムで掲載しているのは、本会議は昭和49年から昭和61年までの会議録の目次データ及び昭和62年第1回定例会以降の記録、常任委員会等は平成14年5月23日以降の記録である。文書保存年限を超えて掲載している記録等は、下記事業者が開発した「Db サーチ/Web」というシステムで掲載用に加工したデータだけである。なお、本システムで掲載する範囲（過年分の整理）については、現段階では見直しの議論に至っていない。 4. 現システムは単語や発言者ごとの検索機能を持ち、原則24時間配信している。現システム用に加工された膨大な過年分のデータを、他のシステムで遅滞なく同程度の検索機能を持たせて構築することは困難である。 上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 大和速記情報センター 住 所 東京都港区新橋5-13-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3418800 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

451

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	3. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社アヴァンティスタッフ 住所 東京都中央区日本橋兜町6-7
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	128,898,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	4. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 マンパワーグループ株式会社 住所 東京都港区芝浦3-1-1 田町ステーションタワーN30階
※ 契約年月日	令和 17年 4月 1日
※ 契約金額	59,507,910 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

293

件 名	生活保護システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 28 年度開始） （平成 27 年 9 月 8 日付 27 千保生支発 0325 号） 2 更新 令和元年 10 月 24 日 31 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 3 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 4 継続年数 10 年 5 評価 良好 業務成績が良好であり、標準化システムへのスムーズな切り替えのためにも、令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社日立システムズ 住 所：東京都品川区大崎 1-2-1
※ 契約年月日	令和 17 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,834,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田コスモス館HEATS熱交換器ユニット保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館各住戸の給湯・暖房システムをまかなっている給湯暖房システム(以下、「HEATS」という)の保守管理を行う。
選 定 理 由	本施設のHEATSは、熱源機で作った温水を各住戸の熱交換ユニットから取り出し各家庭の給湯暖房に利用している。 HEATSの熱源機は、東京ガス資産であり、屋上にある区分バルブを境に区資産分と分かれている。HEATSの利用については、東京ガスとの契約となり、料金等の算出に関わるため、平成28年度の更新は東京ガスが実施した。また、維持・メンテナンス等は東京ガス以外に行うことはできない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ガス株式会社 設備サービスグループ 住 所 東京都江東区猿江2-15-5
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,872,090 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

429

件 名	千代田区公衆無線LANサービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京都が公衆無線 LAN 整備を進める動きに合わせ、区民や来訪者・来街者への情報提供・発信のための公衆無線 LAN サービスの提供・管理を行う。
選 定 理 由	平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線LANサービス（CHIYODA Free Wi-Fi）を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,134,050 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

607

件 名	千代田区統合型GISの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有している区有施設や文化財の所在地をはじめとした様々な地理情報を電子化・統合化し、可視化・分析等を行うためのGIS基盤を構築することにより庁内各部署の地理情報が共有され、異なる分野の関連や偏在の状況を可視化でき、これまで以上の課題発掘や的確な対応が可能となり、事業効果を高めることが見込まれる。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 7 月 25 日付 29 千政IT発 0058 号 平成 29 年度開始、平成 30 年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号 3 継続年数 7 年目 4 評価 良好 5 更新 令和 4 年 12 月 15 日「指名業者選定委員会」承認 平成 29 年度にシステムの開発を行い、運用する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 業務成績は良好なため、令和 7 年度においても引き続き、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 アジア航測株式会社本社営業部 住 所 東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,376,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

801

件 名	千代田区防災フェスタ企画運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	・イベントの企画提案業務 ・イベントの開催準備・管理業務 ・イベント当日の運営業務 ・イベント実施に伴う会場設営及び撤去 ・その他本イベントに関わること
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和7年2月25日付6千政災危発第683号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年度 初年度 プロポーザルによって選定された以下の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称： 株式会社グリーンアップル 住 所： 東京都渋谷区南平台町4-8-508
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	15,000,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和7年12月26日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	全庁LANシステム構築機器等の賃借（５）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	現行全庁LANシステムを構成する機器を引き続き賃借する。
選 定 理 由	令和４年３月末日に契約期間が５年になったが、全庁LANシステムを構成する一部機器について、引き続き利用する必要がある。令和６年度に引き続き令和７年度についても、機器等の賃借契約を締結する。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋３丁目２２番８号
※ 契約年月日	令和 ７ 年 ４ 月 １ 日
※ 契約金額	1,566,972 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

514

件 名	中学校教師用指導書の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	中学校教科書の採択替えがあったため、教員用の指導書を一齐に購入する。
選 定 理 由	教科書及び指導書については、公共性の高さから安定的で迅速且つ正確な供給が必要である。そのため各教科書発行会社は各地区ごとに特定の民間業者と供給契約を交わして、需要数の把握、学校への配送、返送、需給調整などを行っている。 今回も、大量の指導書を短期間で各学校に供給しなければならない。確実な業務の遂行のため、千代田区の特約供給所である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東京教科書供給株式会社 所在地：東京都大田区南千束 1-12-4
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,468,450 円（消費税を含む）
納入期限	令和 7 年 4 月 25 日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

243

件 名	日光移動教室実施に伴う宿泊施設の運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	日光移動教室実施にあたって宿泊施設での行事運営を委託するとともに、賄い業務の提供を受ける。
選 定 理 由	令和6年9月5日実施の校長会で、小学校6年生の移動教室の実施場所は日光とし、学校利用によるフロア貸切可能で以下の①～④の条件を満たす施設で行うことが決まった。 ① 150名以上宿泊可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが確保できること。 ③ レク等を実施できる設備（広間等）を2箇所以上提供できること。 ④ フロア貸切が可能であること。 この条件を満たす施設を探した結果、該当するのは「鬼怒川観光ホテル」のみであり、移動教室事業の継続性から、当該施設の指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社JTB 住 所 東京都品川区東品川二丁目3番11号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,431,600 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和7年6月20日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	番町小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	番町小学校には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付随的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由から、下記の事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本保育サービス 住 所 東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 5F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,165,250 円 (消費税を含む) ※ 後の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

565

特命随意契約理由書

件 名	富士見みらい館に係る自家用電気工作物保安管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	¥1,056,000
概 要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選 定 理 由	当該業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。下記業者は、見積競争により、令和5年度の委託業者として選定された。令和6年度の業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社TKテクノサービス 住 所 東京都千代田区神田神保町二丁目17番地
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,056,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

344

件名	風ぐるま臨時便運行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区の地域福祉活動を行う団体の輸送手段の確保を以て、事業の円滑な運営を図る。地域福祉活動は75歳以上の高齢者の参画が多く、歩行不安を抱え、公共交通機関の利用では会場まで向かうことのできない方も含まれる。 これに伴い、高齢者の安全・安心かつ円滑な移動手段の確保のため、地域福祉交通“風ぐるま”と連携を図りながら、マイクロバスを用いて、地域福祉活動団体の送迎を行う。
選定理由	本件業務内容は参加者のイベントへの移動手段としてマイクロバスを利用するが、送迎時の乗降をするにあたって、地域福祉交通“風ぐるま”の停留所を一時利用する。停留所の使用や、送迎バス及び風ぐるまの運行ダイヤの調整など運行事業者との密な連携が必要となる。下記事業者は、風ぐるまの運行事業者であり、初めてのルートでスケジュールが流動的な中、迅速な対応と安定した業務を遂行が可能である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 日立自動車交通株式会社 住所 東京都足立区綾瀬6丁目11番22号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	550,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担当課	保健福祉部福祉総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

550

件 名	有料ごみ処理券（有料シール）の印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	事業者や区民が事業系ごみ及び粗大ごみを排出する場合、各区の条例で、ごみ袋や粗大ごみ等に各区有料シールを貼付する事が定められている。こうしたごみを排出する際、添付する有料シールを作成する。
選 定 理 由	有料シール作成にあたっては、印刷経費の低減を図るために23区がそのスケールメリットを生かし、契約相手方を1社とする手法が有効として従前から導入している。 このため、23区の清掃事業移管準備担当課で組織していた清掃部会において業者の選定を行い、その上部組織として、清掃事業移管準備担当部長を構成員とする清掃移管実施委員会（以下「委員会」という。）において了承され、業者選定を行ったものである。 下記事業者はこの委員会で選定されたものであるため契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 TOPPAN 株式会社情報コミュニケーション事業本部 住 所 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,182,141 ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

396

件 名	和泉小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	和泉小学校には、民設民営のいずみ学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者により履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和6年度の業務成績は良好である。 ）以上の理由から、下記の事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本ディケアセンター 住 所 東京都千代田区神田猿樂町2-2-3 NSビル4階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,428,550 円（消費税を含む） ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「MICJET 電子書籍 AI 検索サービス 戸籍」の利用
種 類	物品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	外国人が当事者となるため外国の法令を審査する必要がある案件など、難易度が高い戸籍の届出に対応するに当たって、「MICJET 電子書籍 AI 検索サービス 戸籍」を活用して、判断の根拠となる資料を探し出す。
選 定 理 由	難易度が高い戸籍の届出対応においては、膨大な量の書籍から根拠を見つけ出す必要がある。本サービスは AI を活用して、婚姻届や出生届などの審査を行うために必要な関連法令などの文献を検索することが可能であり、職員の負担軽減や来庁者の待ち時間短縮が期待できる。 同様の機能を備える電子書籍 AI 検索サービスについては、一般に提供しているのは富士通 Japan 株式会社 1 者のみである。そのため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士通 Japan 株式会社 住 所 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	660,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「神保町ひまわり館」総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」の建築物及び建築設備、並びにこれらの付帯設備等の維持管理業務（清掃・設備管理・保守警備・環境衛生管理）の機能及び美観を維持し、利用者・居住者の便宜を図り、当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スリー・ウッド千代田支店 住 所 東京都千代田区内神田 1-18-11 東京ロイヤルプラザ 820 号室
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,312,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「中学保健ニュース」外8件の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立学校で購読する「中学保健ニュース」等の定期購読誌を、教育委員会事務局において一括して購入する。
選 定 理 由	下記業者は「中学保健ニュース」等の発行元であり、区内に事業所を置き、配送についても一元的に手がけていることから、的確性・迅速性はもとより、学校現場の都合による納期や配送場所などに配慮できる唯一の業者である。 以上の点から、下記業者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 少年写真新聞社 住 所 千代田区九段南3-9-14
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	687,720 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日から令和8年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

833

件 名	AI-OCR サービス利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。なお、セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	AI-OCR の要である AI エンジンについて、本区のセキュリティポリシーに則った LGWAN 環境でサービスを提供できる事業者は複数存在する。 しかしながら、当該サービスについては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。また、ユーザーインターフェースが変わるため操作についても再度習得しなければならない。 加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。 以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。 下記事業者は令和元年度に入札した AI-OCR 試行導入支援業務の受託者となり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区港南一丁目 9 番 1 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 [] 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)

契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	マンション管理計画認定制度に関する事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、「法」という。）に基づく千代田区マンション管理適正化推進計画が令和5年4月1日に施行された。区内の分譲マンションの管理組合を対象に、計画に基づくマンションの管理計画の認定申請（以下、「管理計画認定」という。）に係る審査事務及び制度の周知、並びに事前相談、受付、手数料の収納等を行う。また、管理計画認定制度の普及およびマンション管理適正化推進に向け、マンション管理業者を対象とした区の認定制度の内容および手続き等に関する勉強会を実施する。さらに、区から法第5条の2に基づく助言指導を受けたマンション管理組合等に対し、当該マンション管理組合が実施した助言指導内容の確認及び助言指導に対する報告を区へ行う際の添付資料等の確認を行う。
選 定 理 由	1 事業目的及び必要とする条件等 本件は法に基づく管理計画認定を行うため、認定審査事務の審査業務等を行うものである。本業務を受託するには、法第5条の12に基づく指定認定事務支援法人として指定を受けている者に限られる。 2 選定理由 本業務を行うために十分な適格性を有するものの指定要件については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の12の規定に基づく指定認定事務支援法人の指定に係る基準」（令和5年2月22日4千環住宅発第755号）に定めており、本指定要件に該当するのは下記法人のみである。そのため、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 まちみらい千代田 住 所 東京都千代田区神田錦町3-21
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,470,060 円（消費税を含む）

~~※ 総価額に~~ 契約のため、契約金額は支出限度額

契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選 定 理 由	旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。 また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。 本件業務は、会館内における区専用部分の警備業務を委託するものであるが、上述のとおり会館全体の警備業務と密接不可分である。以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 共栄セキュリティーサービス株式会社 住 所 千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館内
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,056,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	教職員定期健康診断等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び千代田区教職員健康管理規程（令和 6 年 3 月 5 日教育委員会訓令第 1 号）に基づき、区立学校に勤務する教職員に対し定期健康診断等を実施し、健康管理を行うとともに、事業主としての安全配慮義務を果たすことを目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 6 年度（令和 7 年度開始） （令和 7 年 3 月 21 日 6 千子指導発第 1851 号） 2 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 1 年目（初年度） プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団 こころとからだの元氣プラザ 住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 神保町三井ビルディング 1 階 2 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	24,574,374 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

779

件 名	九段上集会室機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室における災害・犯罪・事故等を未然に防止するとともに、緊急時における迅速な対応を図り、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本集会室は、平成7年から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和6年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂一丁目6番6号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	528,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

171

件 名	九段中等教育学校 学校徴収金システム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	学校徴収金システムを学校管理システムから切り離す改修工事を実施し、システムの円滑な運用を継続する。
選 定 理 由	九段中等教育学校に新校務支援システムが導入されたことから、学校管理システムの一部機能を切り離す。 下記事業者は当システムの構築者であり、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 エスエイティーティー株式会社 住 所 東京都千代田区神田三崎町一丁目3番12号 水道橋ビル8階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,914,000 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和7年4月1日から令和7年4月30日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校 生成 AI の導入・運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校の生徒・教職員が利用するための生成 AI の運用及び保守管理業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 6 年度 (令和 6 年度開始) (令和 6 年 5 月 23 日付、6 千中等シ発第 54 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 項 3. 継続年数 2 年目 4. 評価 良好 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：アルサーガパートナーズ株式会社 住所：東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号 渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー 18 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,920,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1079 1089

件 名	九段中等教育学校 ICT 教育システム保守管理支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ICT 教育システムにかかるネットワークおよび機器等の保守管理支援
選 定 理 由	1、プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 18 日付 30 千中等シ発第 680 号 令和元年度開始) 2、該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 項 3、継続 7 年 4、評価 良好 当該システムの構築者であり、継続 7 年目である。既設の機器設備等、本システムの性質上、同一業者のメンテナンスが不可欠であり、設定業者以外の者が履行した場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがある。また、不具合発生時の原因究明、故障修理など部材の交換まで一貫して行う事ができ、早期復旧の期待が出来る。 以上の理由により、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 内田洋行 住 所 東京都江東区東陽 2 丁目 3 番 2 5 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,342,206 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 12 月 31 日まで
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区有施設等受付管理業務（リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
選 定 理 由	本件は、リサイクルセンター鎌倉橋の運営（受付、管理、販売、精算、環境意識の啓発、清掃等）の業務を円滑に行うため、受付等管理を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	10,481,856 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立学校施設等の機械警備業務（番町小学校・幼稚園 他1施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校・幼稚園、一番町児童館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	各施設は、番町小学校・幼稚園が平成19年、一番町児童館が平成11年から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和6年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,288,320 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	九段中等教育学校は、富士見校舎が平成17年度から、九段校舎が平成23年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和6年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,251,920 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	「神保町ひまわり館」施設機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「神保町ひまわり館」における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	「神保町ひまわり館」は、平成9年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和6年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,454,640 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 神保町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧万世橋出張所・区民会館機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	施設内における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者、地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し、監視を行う。
選 定 理 由	施設に設置している機器は下記業者が設置したものであり、施設管理上、引き続き同一業者に委託する必要がある。 また、履行状況も良好であるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	224,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	花小金井運動施設機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	花小金井運動施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	花小金井運動施設は、平成 14 年度から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 6 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前 1-5-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日 /
※ 契約金額	356,400 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

268

件 名	公金に係るコンビニエンスストア等収納代行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	住民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納、モバイルレジ収納、モバイルレジクレジット収納及び電子マネー収納における収納代行業務を行う。また、上記収納における区との収納情報の送受信について、LGWAN回線を利用できる環境を提供する。
選 定 理 由	コンビニエンスストア収納、モバイルレジ収納、モバイルレジクレジット収納、電子マネー収納の全てが一社にて導入できるのは以下の事業者のみである。また新たな業者を選定した場合、導入準備期間や新たな経費が生じ、令和7年度からの収納事務に支障が生じるため、以下の事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社NTTデータ 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,953,700 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	会計室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者救急通報システム業務（民間方式Ⅰ）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選 定 理 由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、利用申込みごとに条件を満たすものが特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ホームネット株式会社 住 所 東京都中野区中野二丁目 24 番 11 号 住友不動産中野駅前ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	524,414 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

397

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数が少なくても、区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行うとともに、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 シルバーライフ 住 所 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号 ハイネスロフティ2階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3078,400 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

374

件 名	子育て短期支援事業（子どもショートステイ・トワイライトステイ）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を宿泊（ショートステイ）または夜間（トワイライトステイ）に短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。
選 定 理 由	下記事業者は令和元年度にプロポーザルにより選定され、区が賃借する物件において、区から運営費の補助を受けて、令和6年7月まで当該事業を実施してきたところである。 事業を実施する中で、補助金形式での運営では利用児童に関する情報共有や在籍園・学校等との連携などに課題があったため、令和6年8月から業務委託に切り替えている。本事業の実施には児童福祉施設に準じた設備が必要であり、令和元年度に当該物件の改修・用途変更を行っているが、貸主は区以外に貸し付ける場合、従前より事業を実施してきた下記事業者しか認めていない。 また、令和元年度から現在までの事業実施状況は良好であり、下記業者以外に業務を委託した場合、物件確保にかかる初期費用や施設改修に伴う経費が新たに必要となる。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人福田会 児童養護施設広尾フレンズ 住 所 東京都渋谷区広尾4-2-12
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	23,852,000 ※総額半額契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	私債権等の回収業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区における債権回収の促進を目的として、本区の債権回収に関する業務を委任する。
選 定 理 由	本業務に際し、他の自治体の事例として債権回収会社や認定司法書士と契約しているものがあるが、取扱う業務や債権の額の制約があることから、総合的な支援の提供が可能なのは下記弁護士法人に限られる。 また、下記弁護士法人は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士を含め自治体における債権管理に極めて精通している。また、他区の債権回収業務、特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」や当区の債権管理研修の講師を務めるなど、豊富な実績がある。 加えて、 ① 信用、技術、経験の面で他の法律事務所と比較して、速やかな債権回収を目的とする本件業務の履行が期待できる。 ② 令和2年度から当区の債権管理研修や債権管理に係る法律相談業務を受託しており、当区の債権管理体制や困難事案等を熟知していることから、本件業務の円滑かつ効率的な履行が期待できる。 ③ 着手金等の料金について、自治体の債権回収価格として、一般事案より安価に設定しており、価格面において有利である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：東京都千代田区神田小川町一丁目7番地 小川町メセナビル8階 名 称：弁護士法人 マイスタット法律事務所
※ 契約年月日	令和7年4月1日
※ 契約金額	2,983,750円 (消費税含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	高齢者救急通報システム業務（民間方式Ⅳ）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選 定 理 由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、利用申込みごとに条件を満たすものが特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ALSOK あんしんケアサポート株式会社 住 所 東京都大田区山王一丁目 3 番 5 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,371,742 ※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

428

件 名	秋葉原駅東側広場内公衆便所管理業務及び公園等清掃作業（第302号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	秋葉原駅東側広場内公衆便所施設の維持管理及び、秋葉原周辺の公園、児童遊園、広場及び公衆便所の清掃を行う。
選 定 理 由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和6年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和6年度の業務成績は良好なので、引き続き同条件で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：株式会社エースシステム 住 所：東京都足立区栗原4-7-15
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	37,038,955 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

428

件 名	秋葉原駅東口第1自転車駐車場喫煙所清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	秋葉原駅東口第1自転車駐車場内に設置した喫煙所の清掃を行う。
選 定 理 由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和6年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和6年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、令和7年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社エースシステム 住 所 東京都足立区栗原四丁目7番15号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,340,745 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円(消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
担 当 課	地域振興部 安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

582

件 名	「広報千代田」 5 日号等の発送等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「広報千代田」を1号につき480件程度封入・封緘し、郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する作業。あわせて、区立施設をはじめとした公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する作業。
選 定 理 由	本件は、広報広聴課内における「広報千代田」の郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する業務と、公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する業務を円滑に行うため、「広報千代田」 5 日号等の発送業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1869,678 円（消費税を含む） ※ 印を 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	修理等軽作業業務（家具等修理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋等で再生家具として展示販売を行うため、粗大ごみとして排出された家具等の修理業務を委託する。
選 定 理 由	本件は、粗大ごみとして排出された物をリサイクルセンター鎌倉橋等で展示・販売するため、修理・再生を行う業務である。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,869,678 円（消費税を含む）
契約期間	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

443

件 名	昇降機等定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく、昇降機等定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行なう。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の昇降機等定期検査報告にあたって、昭和 48 年 10 月に東京都昇降機安全協議会が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 住 所 東京都渋谷区代々木 1-35-4 代々木クリスタルビル 2 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,677,880 円 (消費税を含む) ※ 従価率の契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

635

件 名	神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第315号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田警察通りの道路工事等の実施に当たり、保安管理の充実を図ることで、工事の円滑な履行を確保するため委託する。
選 定 理 由	本件業務は、作業帯の保安や関係者の出入管理、あるいは施工中の第三者の誘導など多様かつ困難な対応を求められるほか、越権行為等のないように高度な法令知識を有する必要がある。 このため、警備業法第22条第2項に基づく警備員指導教育責任者資格の所持者を、必要数配置し、業務履行のため現場で指揮することが求められるが、この資格者を本件業務に基づき、区からの実施日程の提示に合わせて、現場に配置し運営を行うことができる業者は限られる。 また、令和4年度から令和6年度までにおける神田警察通りの道路工事等に係る保安業務の経験をもとに、現場で円滑な業務を行うことができる実績を有している。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シンテイ警備株式会社 住 所 東京都中央区新富1-8-8
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 日
※ 契約金額	9,738,652 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。